

令和5年5月11日

保護者の皆様

礼文町立船泊中学校
校長 佐々木 浩典

学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について

立夏の候、保護者の皆様方におかれましては、益々御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本校の教育活動につきまして、御理解、御協力をいただいておりますことに、心より感謝を申し上げます。

さて、5月8日より新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」へ移行されることに伴い、文部科学省の「学校における新型コロナ感染症に関する衛生管理マニュアル」が改訂されます。この改訂を踏まえ、今後の学校における感染症対策等について、次のとおり対応いたしますので、保護者の皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

1 学校における感染症対策について

(1) 各教科等

○基本的な感染対策である「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」「手洗い等の手指衛生」「換気」を励行していきます

(2) 給食等の食事をする場面について

○児童・生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底し、会食にあたっては飛沫を飛ばさないように注意します。具体的には適切な換気を確保し、大声での会話を控える、机を対面にする場合は1メートル程度の距離をとることで「黙食」を必要としないこととします。

(3) マスクの着用について

○児童・生徒及び教職員については、学校教育活動にあたって、マスクの着用を求めないことを基本とします。(基礎疾患があるなど様々な事情により、マスクの着用を希望する児童・生徒に対しては適切な配慮をします。)

2 出席停止や濃厚接触者の取り扱いについて

○新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快したのち一日を経過するまで」を規準とします。

○濃厚接触者としての特定は行われません。このため、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合も、直ちに出席停止の対象とはなりません。

3 その他

○朝の健康観察を十分に行い、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、無理をして登校させないようにお願いします。ただし、軽微な症状があることをもって登校を一律に制限しません。

○健康観察シートによる体温の報告は行いません。

御不明な点がある場合は船泊中学校(87-2149)教頭までお問い合わせください。